

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和2年12月8日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第12号 専決処分(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	6
日程第5	議案第74号 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更について	8
日程第6	議案第75号 那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例	9
日程第7	議案第76号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第8	議案第77号 那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第9	議案第78号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13
日程第10	議案第79号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)	14
日程第11	議案第80号 令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)	29
日程第12	議案第81号 令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第2号)	30
日程第13	議案第82号 令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	31
日程第14	議案第83号 令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第3号)	33
日程第15	議案第84号 令和2年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算(第1号)	36
日程第16	議案第85号 令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)	37
日程第17	議案第86号 令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	38
日程第18	議案第87号 令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号)	40
日程第19	議案第88号 教育委員会教育長の任命について	47

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	9番	加藤康高
10番	中岩和子	11番	森本隆夫
12番	亀井二三男		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

8番 左近 誠 欠席

4. 会議録署名議員の氏名

1番 城本和男 12番 亀井二三男

5. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	堀 順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	田中逸雄
会計管理者	三隅祐治	病院事務長	下 康之
税務課長	網野宏行	住民課長	在仲靖二
福祉課長	榎本直子	観光企画課長	佐古成生
農林水産課長	西 眞宏	建設課長	楠本 定
水道課長	村上 茂		

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	寺本尚史
事務局主任	青木徳之
事務局副主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和2年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番城本和男君、12番亀井二三男君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） それでは、議会運営委員会の協議結果について報告します。

去る12月3日に委員会を開催しております。本定例会に付議する事件は16件です。内訳ですが、専決処分1件、規約の変更1件、条例の一部改正4件、補正予算9件、教育長の任命1件となっております。

会期は、本日12月8日から12月16日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会3日、純休会2日となります。

それでは、議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案は今のところ予定はしておりません。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から12月16日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告をさせていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、東京や大阪をはじめとする大都市圏を中心に深刻な状況でございますが、当地方におきましては10月以降感染者は確認されておりません。これも、町民の皆様方や事業者の皆様方の感染防止の取組のおかげでございまして、心より御礼を申し上げますとともに、感染防止対策を引き続きお願いを申し上げたいと存じます。

そして、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に、迅速かつ適正に予防接種を開始することができる体制を確保する事業を補正予算案に計上してございます。

また、町内の観光事業の宿泊につきましては、Go To キャンペーンの効果もあり大幅に増加をし、好調な状況でございます。年末年始を控え、人の往来が多くなる時期でございますので、感染予防の徹底を改めて呼びかけてまいりたいと存じます。

そして、去る12月3日に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。現在、地球温暖化対策は地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない重要な課題でございます。地球温暖化による気候変動は近年、自然の猛威となって世界に襲いかかっている極めて深刻な問題でございます。2015年に合意されたパリ協定では、産業革命前からの平均上昇気温を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力するという目標が国際的に広く共有をされました。この目標の達成につきましては、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされているところでございます。そして、この目標達成におきまして、国においても地方自治体での取組が重要であるとしており、全国にこの取組が広がることを期待されてございます。

那智勝浦町は、豊かな自然に恵まれた町で、自然とともに歩んでまいりました。この豊かな自然を次世代に引き継ぐため、またSDGsに取り組む町として、町民や事業者の皆さんとともに脱炭素社会の実現に貢献するため、ゼロカーボンシティへの挑戦を宣言いたしました。今後、皆様方の御意見を踏まえながらこの目標が実現できるように取り組んでまいります。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は16件でございます。その内訳は、専決処分報告が1件、規約の変更が1件、条例の一部改正が4件、令和2年度補正予算9件、教育委員会教育長の任命1件でございます。

報告第12号は、人事院勧告に伴い、職員、任期付職員の期末手当の支給率の改正と職員の給与と条例を引用している特別職の給与条例及び議会議員の報酬条例の改正を専決処分としたことについて議会の承認を求めるものでございます。

議案第74号は、南紀園の組合議員の選任に関する規約の変更でございます。

議案第75号は、天満公民館の解体工事に伴うものでございます。

議案第76号は、職員が新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した際に支給する防疫等作業手当を新たに加えるものでございます。

議案第77号は、関係法令の改正に伴うものでございます。

議案第78号は、地方税法施行令の改正に伴い、軽減判定所得の算定について改正を行うものでございます。

議案第79号は、令和2年度一般会計補正予算であります。新型コロナウイルス感染症関連対策事業につきましては子供と学校の安全を高めるため空気清浄機等の備品購入や特別教室の空調整備を行うことで分散授業を可能としてございます。また、コロナ禍における避難所環境を整備するために、テントや発電機等の配備、スポットエアコンのグレードアップや電気設備の改修等を行います。ほかに、福祉施設感染防止対策事業や、観光施設等感染防止対策事業など8つの事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施するための補正予算をお願いするものでございます。

コロナ関連以外では、勝浦小学校敷地造成事業やロケット見学場設計業務委託、9月25日の豪雨、台風14号関係の町単独災害復旧工事、天満公民館の解体撤去の工事などとなります。また、給与改定等に伴う人件費の調整についても補正をお願いしてございます。

歳入歳出それぞれ2億2,008万8,000円を追加をし、予算総額を126億8,103万9,000円とするものでございます。

議案第80号は、国民健康保険事業費特別会計の補正予算であり、給与改定等に伴う人件費の調整について補正をお願いするものでございます。

議案第81号は、後期高齢者医療事業費特別会計の補正予算であり、システム改修業務委託、後期高齢者広域連合納付金について補正をお願いするものでございます。

議案第82号は、下水道事業費特別会計の補正予算であり、給与改定等に伴う人件費の調整について補正をお願いをするものでございます。

議案第83号は、介護保険事業費特別会計の補正予算であり、給与改定等に伴う人件費の調整、補助金の受入れによる財源内訳の変更等について補正をお願いするものでございます。

議案第84号は、通所介護事業費特別会計の補正予算であり、修繕費について補正をお願いするものでございます。

議案第85号は、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の補正予算であり、PCB廃棄物処分委託費について補正をお願いするものでございます。

議案第86号につきましては、水道事業会計の補正予算であり、給与改定等に伴う人件費の調整と、県道路工事に伴う配水管の移設工事の補正をお願いするものでございます。

議案第87号は、病院事業会計に係る補正予算であり、給与改定等に伴う人件費の調整、PCR検査機器3台等の備品購入のための経費の補正をお願いするものでございます。

議案第88号の教育委員会教育長の任命につきましては、岡田教育長の任期が令和3年2月23日をもって満了することから、引き続き選任を賜りたく議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案しております16件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から説明を申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようによりしく願います。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねて申し上げまして諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第12号 専決処分（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第12号専決処分（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） おはようございます。

報告第12号専決処分（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年11月30日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

今回の改正につきましては、令和2年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当について0.05月分引き下げるものでございます。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間企業の実態調査を例年よ

り時期を遅らせた上で2回に分けて実施されております。なお、月例給については民間企業との格差が極めて小さいことから改定を行わないこととされたところでございます。

四角の枠内を御覧願います。

第1条では、職員の給与に関する条例に係る一般職の職員の期末手当の支給率100分の130を100分の125と100分の5引き下げます。これにより、令和2年12月期に期末手当を支給いたします。

第2条でございます。第1条で改めた期末手当の支給率100分の125を令和3年度からは6月期と12月期の2回の期末手当でマイナス0.05月分となるよう均等にするため、100分の127.5と改めるものでございます。

次の四角を御覧願います。

第3条でございます。那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の第9条第2項に規定する特定任期付職員に対する期末手当の支給率を定める中で、特定任期付職員に対する支給率100分の167.5を100分の162.5と一般職と同じく100分の5引き下げるものでございます。これにより令和2年12月期の期末手当を支給いたします。

第4条でございます。第3条で改正いたしました期末手当の支給率100分の162.5を令和3年度からは6月期と12月期の2回の期末手当でマイナス0.05月分となるように均等にするため、100分の165と改めるものでございます。

次の四角を御覧願います。

附則第2項、附則第3項です。町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例において一般職の期末手当を引用した読替規定について一般職の期末手当の支給率部分について改めるものでございます。

附則第4項、附則第5項でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例において、一般職の期末手当を引用した読替規定について一般職の期末手当の支給部分について改めるものでございます。

続いて、改正内容として各条項の改正内容を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に、この条例により減額となる令和2年12月の期末手当の基準日が12月1日であることから、11月30日以前に条例改正の必要がありましたが、議会招集のいとまがなく専決処分とさせていただきます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第74号 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第74号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第74号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更について御説明申し上げます。

この規約は、養護老人ホーム南紀園及び特別養護老人ホーム南紀園の事務を取り扱っています東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合について定めたものでございます。一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条におきまして関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けるものであり、関係地方公共団体の協議につきましては議会の議決を得なければならないものでございます。

次のページをお願いいたします。

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の一部を改正する規約。

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約（昭和45年規約第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、当組合議会の組織のうち関係市町村の議会議長を関係市町村の議会の議長または議会が指定した議員と変更するものでございます。改正内容につきまして関係資料を添付しておりますので、関係資料を御覧ください。

当組合の議会組織は、関係市町村の議会議長、関係市町村の長、太地町長が太地町の職員のうちから指定した者、副管理者である市町村の長が当該市町村の職員のうちから指定した者で構成されています。高齢化が進む中で、今後の組合運営に関し、よりよい施設づくりを推進していくため、任期がある関係市町村の議会議長の代わりに福祉施策に精通した議長が指定した議員を組合議員とすることができるよう、関係市町村の議会の議長または議長が指定した議員に改正するものでございます。

次に、新旧対照表をお願いします。

第5条は、組合議会の組織及び議員の選任についての改正でございます。

当組合議会の組織のうち、関係市町村の議会議長を関係市町村の議会の議長または議長が指定した議員と変更するものでございます。

次の第6条は、第5条の改正に伴う文言の改正でございます。

改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第75号 那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第75号那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第75号について御説明申し上げます。

〔議案第75号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、条例等の公布、施行の手續及び規則、規定の公布、公表、施行の手續について規定するものでございますが、その条例等を公布する掲示場について改正をお願いするものでございます。

新旧対照表を御覧願ひます。

第2条第2項につきましては、町内の掲示場6か所を示してございます。その中で、大字天満199番地につきましては天満公民館でございますが、建て替え工事に伴いその指定場所から外すものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第76号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第76号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第76号について御説明申し上げます。

〔議案第76号朗読〕

今回の改正につきましては、人事院規則の一部改正により新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例が新たに追加されたことから、人事院規則に準じて防疫等作業手当を新たに追加するものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

今回、附則に2項を追加し、全5項となることから、分かりやすくするために既存の3項に見出しを付します。そして、第4項、第5項の2項を追加いたします。

附則第4項、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例として、職員が新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で

あって、町長が認めるものに従事したときは防疫等作業手当を支給するものと定めます。具体的には、新型コロナウイルス感染症患者等に接触して行う作業として、診察や検体採取の業務に従事した場合、病院等への搬送、感染者移送の同一空間での付添いなどを想定してごさいます。

附則第5項、前項の手續の額は作業に従事した日、1日につき3,000円以内とするものでごさいます。また、括弧書きの部分、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して、または当該患者に長時間にわたり接して行う作業、その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円以内とする規定し、新型コロナウイルス感染症の患者に対して身体に接触する作業、また長時間にわたり接して行う作業、その他ケースによっては4,000円以内とするものでごさいます。

本町では、温泉病院の医療職、消防職が主にこの手当の支給対象となるものでごさいますが、保健師、福祉部門でケースワーク業務、消毒作業と衛生部門職員についても若干の想定を見込んでごさいます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでごさいますが、今回の特殊勤務手当に関する条例附則第4項及び第5項の規定は令和2年4月1日から適用するものでごさいます。

説明は以上でごさいます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 新型コロナウイルスの関係で医療関係者、消防、そして衛生担当者ですね、感染による衛生担当者、これ大変な事態も予想される中で、やっこの条例ができたということかと思ひます。

これ、令和2年4月1日ということになってますので、もう遡りこの適用がされるものと思うんですけども、既にもう支給対象者がもうこれあるということで理解してよろしいんでしょうか。

それと、これに関する予算づけですね。3,000円、4,000円に関する予算づけについてはこれから行われるのかどうかだけお伺ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 支給対象者についてでごさいます。

実績といたしまして、病院事業会計におきましては11月12日現在になりますが、182名となつてごさいます。あと、消防のほうにつきましては実績のほうで11月末現在で21名の支給対象者となっております。

また、今回予算のほうでごさいますが、補正予算でお願いしております部分につきましては11月以降の見込み等も含めまして病院事業会計におきまして400人、120万円をお願いしております。あと、一般会計におきまして常備消防費におきまして、こちら36名、10万8,000円、そ

れとあと残りなんですけれども、災害対策費におきまして、こちらは保健師、民生、衛生、それらをまとめまして15人、4万5,000円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第77号 那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第77号那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 議案第77号那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

この条例は、地域の成長の発展の基盤強化のため、県の基本計画に定められた地域経済牽引事業を行うための施設を設置した事業者に対して固定資産税を免除するものです。

今回の一部改正は、引用している法律の改正による条ずれに対応するため改正するものです。

改正内容は、第2条中「第24条」を「第25条」に、また「第25条」を「第26条」に改正するものです。

附則といたしまして、施行期日を令和3年1月1日と定めてございます。

なお、現在この条例の特別措置を適用している事業者はございません。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第78号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第78号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第78号について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正により給与所得者及び年金所得者の所得額算定が10万円増加することに伴い、給与所得者等の軽減判定が不利益にならないように所要の改正を行うものでございます。

添付してございます関係資料のほうをお願いいたします。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴う所得の増に対応するため、軽減判定における基礎控除額の引上げと世帯内の給与所得者等の数に応じた金額を基礎控除額に加算するものでございます。

上段の四角の点線で囲んだ軽減判定の現行制度をその下の改正後に改正するもので、7割、5割、2割軽減の基準額におきましてそれぞれ基礎控除額の33万円を43万円に引上げ、世帯主以外の給与所得者等の人数1人につき10万円をその人数分加算するものでございます。これに

より、今まで軽減の対象であった世帯が税法改正後も引き続き軽減を受けられることとなって
ございます。

下段の例は年金所得者と給与所得者の2人の世帯の例でございます。現行では、軽減判定所
得額が33万円で7割軽減となっており、所得控除額改正後は53万円となりますが、条例改正に
より7割軽減が維持される例示でございます。

条例改正文にお戻りください。

下段の附則でございます。

附則1、この条例は令和3年1月1日から施行する。

附則の2は、この規定について令和3年度以降の国民健康保険税について適用するとしてご
ざいます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時13分 休憩

10時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第79号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第79号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第79号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,008万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億8,103万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額124億6,095万1,000円に、補正額で2億2,008万8,000円を追加し、計で126億8,103万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から、5ページをお願いいたします、款10災害復旧費までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業から公共事業等まで、補正前の限度額計28億8,550万9,000円に1億1,171万9,000円を増加し、補正後の限度額を29億9,722万8,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ2億2,008万8,000円の増額をお願いしております。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金9,031万2,000円、地方債1億620万円、その他356万4,000円、一般財源は2,001万2,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

総務課の関係について御説明いたします。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は1,449万3,000円の増額で、計で32億3,225万5,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節7新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,377万4,000円につきましては別添資料のほうを御覧願います。

令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）関係資料（新型コロナ関係）としたA3

横のものでございます。

今回、本町が実施いたします新型コロナウイルス感染症対策事業について一覧にしたものでございます。

一番上の感染防止対策・防災の分野で事業名が避難所環境整備事業（増額分）から一番下にございます感染防止対策の分野で、本庁舎等感染防止対策事業までの8つの事業を計画しており、これらの費用に充てる財源としてこの臨時交付金を受け入れるものでございます。事業の内容につきましては、歳出におきまして各担当課長から説明申し上げます。

予算書13ページのほうをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目3衛生債から目10災害復旧債まで計で1億1,171万9,000円の増額補正をお願いしてございます。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、人件費についての補正でございます。

款1議会費の目1議会費から35ページの款9教育費の目1社会教育総務費までの各科目の節2給料、節3職員手当等、節4共済費についてそれぞれ補正をお願いしてございます。これは、4月1日付人事異動などによる調整、人事院勧告による期末手当の減額に伴う減額となっております。令和2年度の人事院勧告は、先ほど報告第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分でご説明させていただいたとおり、期末手当について年間支給月数を0.05月分引下げ、月例給については改定を行わないこととされたところでございます。

これを本町の職員構成で計算いたしますと、一般会計では1人当たり平均1万5,434円の減額で、合計で291万7,000円の減、これに伴います共済負担金で44万円の減となり、合計で335万7,000円の減額となっております。病院事業会計を除いた会計全体では373万7,000円の減額となっております。

人事異動等におきましては、退職等による減額などで一般会計では給料で880万円、職員手当で1,308万円の減額、共済組合負担金で186万8,000円の減額となっております。

それぞれの各科目での説明については省略させていただきたくお願い申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、節17備品購入費で220万円の補正をお願いしてございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用して、感染症対策備品として本庁舎ほか公共施設への換気対策用の備品、空気清浄機、加湿器などの配備をお願いするものでございます。コロナ対策として本庁舎等においては窓等を開けて換気に努めておりますが、冬場となりインフルエンザ対策も加えて必要となることから、臨時交付金を利用して空気清浄機等を配備させていただきたく補正をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目6災害対策費、節3職員手当等4万5,000円の増額につきまし



ては、議案第76号で御可決賜りました特殊勤務手当の防疫等作業手当でございます。保健師、福祉部門でケースワーク業務などを想定し計上してございます。節10需用費1,743万5,000円につきましては、感染症対応地方創生臨時交付金を利用して避難所用の備蓄品のトイレセット、アルミマット、毛布、テント等の消耗品を購入するものでございます。節12委託料、補正額500万円は、説明欄記載の節14工事請負費で計上している勝浦小学校敷地造成工事に係る開発許可申請書作成業務委託で150万円、家屋調査業務委託で350万円でございます。節14工事請負費、補正額で8,050万円をお願いしてございます。説明欄記載の3件の工事をお願いするものでございます。勝浦小学校敷地造成工事につきましては、勝浦小学校第2グラウンドにおいて消防・防災センター建設のための造成による残土を利用し、約2メートル程度のかさ上げを行うものでございます。今回、造成測量設計業務を終え、工事費をお願いするものでございます。その下、附帯工事につきましては、造成残土を仮置きする大勝浦弁天島前の和歌山県有地等について、敷地造成工事の終了後に当該用地を復旧するための工事費をお願いするものでございます。次の避難所施設電気設備改修工事につきましては、避難所となる小・中学校体育館へスポットエアコンを配備するための電源の増強工事を行うものでございます。

33ページをお願いいたします。

節17備品購入費、補正額で1,392万2,000円でございます。さきの令和2年第3回定例会で避難所における暑さ等を軽減し、少しでも居心地のよい環境にするため、また熱中症対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所となっている小・中学校の体育館にスポットエアコンを配置する事業につきまして予算をお認めいただいたところでございますが、配備するに当たりより強力な性能のよいものを配備いたしたく、1,040万2,000円を上乗せし8か所に配備いたしたくをお願いするものでございます。また、併せて発電機を配備いたしたく、8台分として352万円をお願いするものでございます。

37ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

総務課の関係については以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3個人番号カード交付事務費補助金12万6,000円につきましては、マイナンバーカード交付に係る事務費の10分の10を受け入れるものでございます。節8マイナポイント事業費補助金12万8,000円につきましては、マイナポイント啓発事業費の10分の10を受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金費事務委託金の13万2,000円につきましては、制度改正に伴うシステム改修費用の10分の10を受け入れるものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節10需用費の12万8,000円につきましては、マイナポイント事業啓発用物品7万円と、啓発用パンフレット印刷費用5万8,000円でございます。節11役務費の12万6,000円につきましては、12月中にマイナンバーカード未申請者にQRコード付の申請書が送付されることに伴い、交付通知書送付の増加を見込みまして郵送料を計上してございます。節12委託料の11万6,000円、節17備品購入費14万3,000円、節18負担金、補助及び交付金の159万1,000円につきましては、デジタル手続法に伴う戸籍の附票と住基システムとの連携に係る費用で、住基ネットワークシステムは県下14団体で共同運用していることから戸籍附票の中継システム機器と設定変更費用、そして共同設置のサーバーの中継システム設置費用が生じたものでございます。共同設置のシステムにつきましては、総額2,226万2,460円のうちの本町負担分となっております。

次のページ、18ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金2,403万8,000円につきましては、説明欄に記載の国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金で、人件費の補正と療養給付費に係る補正でございます。後ほど特別会計のほうで御説明させていただきます。

目2国民年金事務費、節12委託料13万2,000円につきましては、説明欄記載の電算システム改修業務委託で、法改正に伴う特別寡夫控除の廃止及びひとり親控除の追加に対応するための改修費用でございます。

22ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の659万円につきましては、紀南環境広域施設組合への負担金でございます。最終処分場造成工事が敷地の岩質の硬質化やのり面の崩落箇所への復旧などで1億4,900万円の増加見込みとなったため、これに対する負担金の増額をお願いするものでございます。本町の負担割合は5.31%でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節8障害者総合支援事業費補助金30万2,000円の増額は、障害者自立支援給付申請支払い等システム事業として令和3年度報酬改定に伴う改修及びその他制度改正等に伴い必要となる電算システム改修費用に対する国庫補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

目3衛生費国庫補助金、節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金394万

円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についての補助金でございます。迅速に多くの国民への接種を目指すため、政府が令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用についてを閣議決定したことから、各地方公共団体においても可能な限りワクチン接種体制を迅速かつ的確に実施するため補助されるものでございます。補助率は10分の10でございます。

次の11ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節17地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金、補正額221万円は、介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等の換気設備や簡易陰圧装置の設置に係る経費について県の補助金を受け入れるものでございます。補助率は10分の10でございます。

12ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、補正額346万4,000円の増額は、和歌山県後期高齢者広域連合の委託を受けて高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む受託事業収入でございます。これまで医療保険による保健事業と介護保険者による介護予防事業は別々に実施されており、健康状態や生活機能の課題が一体的に対応できていないという制度上の課題がありました。この課題を解消し、健康寿命を延伸するため取り組むものでございます。今年度は医療機関及び健診を未受診となっている後期高齢者を訪問し健康状態を把握する健康状態不明者対策事業や、住民主体への通いの場に医療専門職が出向き、健康教育や健康相談を実施する通いの場への積極的な関わり事業を実施いたしますその費用でございます。事業費といたしまして、人件費と事務費を受け入れるものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金221万円は、介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金でございます。これは、県の補助金を受けて介護施設における換気設備設置に係る経費及び簡易陰圧装置設置に係る経費を2施設に交付するものでございます。節27繰出金375万6,000円の減額は、介護保険事業費特別会計への繰り出し404万9,000円の減額、通所介護事業費特別会計への繰り出し29万3,000円の増額でございます。詳細につきましては各特別会計において御説明させていただきます。

次に、目7障害者福祉費、節12委託料60万5,000円の増額は、令和3年度報酬改定に伴う改修及びその他制度改正等に伴って必要となる電算システムの改修を国の2分の1の補助を受けて実施するものでございます。

次に、一番下の行、目10福祉健康センター費、補正額958万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、センターの除菌清掃及び抗菌加工を行うものでございます。福祉健康センターは、子供から高齢者まで利用する施設でございます。特に乳幼児健診や子育て支援センターの事業による小さな子供の利用、高齢者の体操教室や機

能回復訓練での利用など新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすい方の利用が多く、施設を除菌清掃及び抗菌加工することにより安心して利用していただくことができるよう予算をお願いするものでございます。

関係資料A3の新型コロナ関係を御覧ください。

上から3行目、福祉施設感染防止対策事業でございます。利用者の感染拡大を防ぐため、地域改善機能回復訓練センター、福祉健康センターの除菌清掃及び抗菌改修工事を行うものでございます。費用の内訳といたしまして、地域改善機能回復訓練センター除菌清掃58万円、抗菌改修610万円、福祉健康センター除菌清掃40万円、抗菌改修250万円でございます。

次に、福祉課関係資料を御覧ください。

1ページ目、福祉健康センターの平面図を添付しております。1階平面図、赤色で囲んだ部分のプールと浴室が機能回復訓練センター部分でございます。プールと浴室につきましては、床と壁の除菌清掃を行い、天井につきましては劣化により清掃が難しいことから抗菌素材への改修工事を行うものでございます。残りが福祉健康センター部分でございます。黄色で囲んでいる1階ロビー、2階ロビー及び研修室のカーペットを除菌清掃を行う予定でございます。2階平面図、赤で囲んでおります大会議室につきましては、研修会議以外にも乳幼児健診や支援センターの事業、高齢者の体操教室、集団健診など特に利用することが多く、既存のカーペットでは常時清潔な状態を保つことが難しいことから、汚れの拭き取りが可能で抗菌性のある床材への張りかえを予定しているものでございます。

次のページに現在の写真を添付していますので御確認ください。説明は割愛させていただきます。

それでは、予算書にお戻りください。

19ページ下、目10福祉健康センター費、節12委託料98万円は、地域改善機能回復訓練センター及び福祉健康センターにおける除菌及び清掃業務委託でございます。

次のページをお願いいたします。

節14工事請負費860万円は、地域改善機能回復訓練センター及び福祉健康センター抗菌加工改修工事に係るものでございます。現在コロナ禍ではございますが、今回の清掃除菌及び抗菌工事により町民の方に少しでも安心して利用していただきたいと考えております。

22ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費394万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における事業費でございます。全額国の補助を受け、ワクチン接種体制の準備を行うものでございます。ワクチン接種についての接種方法や接種時期について詳細は現在未定ではございますが、迅速に多くの方に接種を行うことができるよう今年度中にシステム改修と住民の方への案内文書や受診票、クーポン券などの個別通知発送を準備するものでございます。節10需用費158万8,000円は、案内文書や受診票に係る用紙代やクーポン券に係る印刷製本費でございます。節11役務費189万円は、個別通知発送に係る郵便料でございます。節12委託料46万2,000円は、新型コロナウイルス予防接種に係る電算システム改修業務委託料でござ

います。

一番下の行、目5健康増進費16万3,000円の増額は、歳入で説明いたしました和歌山県後期高齢者広域連合の委託を受けて取り組みます高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の費用でございます。節10需用費7万7,000円は、事務用品などの消耗機材費及びパンフレットなどの印刷製本費でございます。

次のページ、節11役務費3万3,000円は、訪問案内などの郵送料でございます。節13使用料及び賃借料2万2,000円は、健康相談を実施する場合などの会場使用料でございます。節17備品購入費3万1,000円は、健康状態を把握するため購入いたします握力計の費用でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節12農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金、補正額470万円につきましては、有害鳥獣捕獲の報償金に対する国、県の補助を受け入れるものでございます。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節7報償費、補正額500万円の増額につきましては、令和2年10月末現在、前年度に比ベイノシシ277頭、鹿215頭、猿49頭、全体で541頭増の捕獲数でございます。今後の捕獲頭数として鹿320頭、猿35頭の捕獲見込みにより報償費の補正をお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節12委託料、補正額50万円につきましては、旧漁冷冷蔵庫のPCB廃棄物の処分の委託費の補正をお願いするものでございます。

36ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費、補正額500万円につきましては、令和2年9月の集中豪雨による林道小匠小森川線4か所、林道高野線2か所の計6か所の土砂撤去と、林道狗子ノ川高津気線の河川の洗掘による橋台及び河床の災害復旧工事費と、令和2年10月の台風14号による林道大雲取線4か所の土砂撤去の災害復旧工事費の補正をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料、補正額100万円につきましては、ロケット見学場設計業務委託に係る委託料でございます。旧浦神小学校でのロケット見学場整備に係る実施設計委託料で、工事のために必要な設計、図面作成と事業費の算出等を行うことにより、来年12月の初打ち上げに対応するものでございます。内容といたしましては、見学場となる旧小学校屋上の安全対策のためのネットフェンス設置や床面の整備、バスの乗降場所となるグラウンドへのスロープ設置、港湾施設側へ向かうコンクリート橋の設置が主なものとなります。今年度実施設計を行い、来年度12月の初打ち上げに間に合うよう工事を行いたいと考えてございます。続きまして、節18負担金、補助及び交付金、補正額25万9,000円につきましては、新宮周辺広域市町村圏事務組合に係る一般会計負担金の追加分でございます。同組合につきましては、事務局長を管理者である新宮市より受け入れてございますが、派遣された事務局長分の負担金について当初予算計上分との差額が生じており補正をお願いするものでございます。当初予算計上時には再任用職員を想定してございましたが、4月1日の人事異動により現職の職員が派遣されたため不足が生じているものでございます。なお、本町の負担額は全体の増加分120万円のうち、均等割、人口割により算出された25万9,000円でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節14工事請負費180万円につきましては、那智山滝前公衆トイレ改修工事に係る費用でございます。多くの観光客の方に利用いただいております滝前公衆トイレにつきましては、現在男女多目的併せて5つの便器が設置されておりますが、より快適に利用いただけるよう改修するもので、和式便器となっている2つにつきましては手洗いとウォシュレット機能がついた洋式便器に変更し、既に洋式便器となっている3つにつきましてもウォシュレット機能がついていないためウォシュレット機能がついている便座に交換するものでございます。なお、財源につきましてはコロナ関連の臨時交付金の活用を予定してございます。

観光企画課の関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

15ページ下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、節区分10需用費33万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、消耗品費としまして、境界プレート、プラスチックぐい、ハンマードリルビット等現地調査に使用する物品代でございます。節区分12委託料193万円の減額につきましては、説明欄記載、地籍調査測量業務委託の一部入札差額によるものでございます。続きまして、節区分17備品購入費151万9,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載の自動車1台につきましては、現在使用しております地籍調査用車両が10年以上経過し、悪路なども走行する関係から損傷も見られますので、軽自動車箱バンを購入させていただ

きたくお願い申し上げます。なお、地籍調査用車両購入費につきましては補助金の対象経費となりますので、同じく補助の対象経費であります測量業務委託料減額分補助金を充当することにより地籍調査費全体の増減補正はございません。

28ページをお願いいたします。

款6 商工費、項2 観光費、目3 公園費、節区分14 工事請負費60万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載のニュータウン公園には手洗い場がございませんので、小さなお子様連れやお年寄りなど利用者への衛生面を配慮し水道本管からの給水管布設工事費を含む手洗い場設置費用でございます。

30ページをお願いいたします。

款7 土木費、項3 河川費、目2 河川改良費、節区分18 負担金、補助及び交付金1,200万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、和歌山県が実施しております土砂災害対策事業の地元県事業負担金でございます。湯川地内で2か所、下和田地内1か所、浦神東地区で2か所、長井地内1か所の計6か所の急傾斜地崩壊対策工事と、南大居地内2か所、浦神西地区1か所、井関地内1か所の計4か所の小規模土砂災害対策工事、そして口色川地内で1か所の災害緊急崖崩れ対策工事、合計11か所分の県事業負担金でございます。

31ページをお願いいたします。

項5 都市計画費、目2 下水道事業費、補正額78万3,000円の増額につきましては、説明欄記載、下水道事業費特別会計繰出金の増加によるものでございます。

続きまして、項6 住宅費、目1 住宅管理費、節区分10 需用費、補正額89万5,000円の増額をお願いするものでございます。朝日団地の床張りかえ、宇久井里団地の漏電、漏水修理、那智団地の給水管取替え、天満第2団地の漏水修理及び第3団地の建具修理等に係る費用でございます。

36ページをお願いいたします。

款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 町単独土木施設災害復旧費、補正額1,839万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分14 工事請負費でございます。本年9月25日の秋雨前線と10月10日からの台風14号によります集中豪雨で発生しました国庫補助の対象にならない小規模な災害、宇久井地区で道路2件、河川8件の計10件、那智地区が道路11件、河川4件、排水路1件の計16件、太田下里地区で道路10件、河川3件、排水路6件の計19件、色川地区河川5件で合計50件分の工事費でございます。

配付させていただいておりますA3サイズ縦置き的位置図に赤色丸をつけたところが災害の発生箇所でございます。1枚目に、9月25日に発生しました災害37か所、そして2枚目に台風14号で発生しました災害13か所の道路、河川等の名称及び件数を記載させていただいております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

32ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分3職員手当等、説明欄記載の防疫等作業手当10万8,000円につきましては、議案第76号で御可決いただきました作業手当でございます。支給対象は、救急隊が新型コロナウイルス陽性患者及びPCR検査や抗原検査等を行った疑い患者を搬送した場合等に支給するものでございます。

次に、節区分10需用費124万7,000円につきましては、新型コロナウイルス関連緊急対策事業として救急関係用品の整備を図るものです。内訳といたしまして、令和2年第2回定例会で御可決いただきました署員31人分の感染防止衣と同タイプのを新たに本部職員9人分56万円を追加をお願いするものでございます。他に、新型コロナウイルス感染対策のため消費が著しく、また今後の感染拡大時の備蓄としてマスク、ゴム手袋等、感染症対策消耗器材68万7,000円を追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、補正額500万円は、節7学校保健特別対策事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症感染予防対策として小・中学校1校当たり基準額100万円の2分の1の補助金を受け入れるものです。小学校6校、中学校4校、計10校分に係る補助金でございます。

12ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、補正額10万円は、町立図書館の蔵書の購入のためにいただきました寄附金を受け入れるものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額2,016万円と、1つ下の項3中学校費、目1学校管理費、補正額829万円につきましては、関係資料、新型コロナ関係を御覧ください。

資料2行目のGIGAスクール環境整備事業（増額分）につきましては、小学校における授業で使用する指導用のデジタル教科書104教科分を購入するものでございます。予算額は660万円でございます。下から3行目の学校施設感染防止対策事業につきましては、小・中学校における特別教室にエアコンを整備することにより分散授業を可能とする環境整備を行い、また普通教室においては空気清浄機を設置し、感染症予防対策を行うものです。エアコンにつきましては、小・中学校合わせて9台600万円と、空気清浄機につきましては小・中学校合わせて65台585万円をお願いしております。感染症対策備品730万円につきましては、教室窓の網戸設



置などがございます。感染症対策消耗器材費270万円につきましては、アルコール消毒液やマスク、使い捨て手袋などがございます。

議案の35ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目2 公民館費、補正額1,119万8,000円につきましては、建て替えを予定しております天満公民館の既存建物解体撤去に係る工事請負費でございます。

目5 図書館運営費、補正額264万円につきましては、コロナ禍における外出自粛対応として貸出用の本及びCD、DVDの購入費用として254万円と、歳入で御説明しました寄附金を活用して図書の購入を行うもの10万円でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 議会の関係です。

14ページをお願いします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節1 報酬469万8,000円の減額は、議員報酬2割削減に伴うものです。令和2年7月から令和3年3月までの減額は、議長50万4,000円、副議長41万4,000円、議員1人当たり37万8,000円となっています。節3 職員手当等145万9,000円のうち、備考欄下から2行目の議員期末手当87万円の減額につきましても報酬の2割削減に伴うものとなっています。期末手当の減額は、議長9万3,380円、副議長7万6,705円、議員1人当たり7万35円となっています。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 福祉課関連の資料のことで、福祉健康センターと機能回復訓練センターのところの抗菌と除菌の加工をしてくれるということなんですが、そのまずぱっと思ったのが、トイレが入ってないのと、あとこの機能回復訓練室だとかそこが抜けてるんだけど、せっかっこう、ついてっていうんですかね、やるんだったら、このトイレだとか訓練室なんかも密閉空間のような形になると思うんで、今回抜けてるのは何か理由があったんか、トイレだとかは常にそういう清掃しているから必要性がないのか、ちょっとその辺理由を教えてください。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えいたします。

まず、今回除菌清掃を行いたいと考えておりましたのがカーペットを敷いている部分でございます。1階ロビー、2階ロビー、研修室、大会議室、こちらにつきましてはカーペットを敷いておまして、なかなか清潔に保つことができないものであるということで除菌清掃を行う予定にしております。

トイレ、機能回復訓練の訓練室につきましては、つるっとしたような形で清掃ができるものであると思ひまして今回は省いているような状態でございます。

プール、浴槽につきましては清掃を行い、天井の部分が大変汚れているような状態でございます。このままでは抗菌対応ができないと考え改修するものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 15ページの財産管理費の中の感染対策備品ですか。カセットトイレなどかということと言われてたと思うんですけど、以前でしたっけ、9月議会か何かではパーティションとかテントとかということも言われてたと思うんですけど、その辺をちょっともう少し詳しく教えていただきたいのと。

その次の企画費ですか、設計業務委託、ロケットの。これ100万円なんやけど、大体先ほど工事内容は説明していただいたんやけど、工事費っていうのは大体幾らぐらいの想定をしておられるんかというのと。

もう一点、前後しますけど、33ページの消防費の中のスポットエアコン、8か所につけられるということやったんですけど、1,000万円ということで幾つぐらいつけるもんなんかなというのと。

後は、老人費か何かのところやったと思うんですけど、陰圧室を2か所設置するという話が聞こえてきた。ほかでも陰圧室の話が出てあるんですけど、陰圧室というのはどういう目的でつけられるんか、で、どこにつける予定なんか、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、15ページでございます。

総務費に係ります目3財産管理費についてでございます。そちらの備品購入費についてでございますが、議員おっしゃいましたパーティション等につきましては、前回災害対策費のほうで避難所用の備品として購入してございます。今回、あくまで財産管理ということで庁舎関係の本庁舎ほか公共施設等への換気対策用備品といたしまして空気清浄機、加湿器などというようなことで予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、33ページでございます。

こちら、災害対策費の節17備品購入費でございます。スポットエアコンについてでございます。こちらにつきましては、1台170万円程度のものを各体育館1つ8か所に設置したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 19ページの目3老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金、介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費補助金の件についての御質問でございます。こちらにつきましては、町内の民間介護施設2施設に補助するものでございます。換気整備設置に係る経費として1施設128万円、簡易陰圧装置設置に係る経費としてもう一つの施設に93万円補助するものでございます。御質問の簡易陰圧装置の設置といたしまして

は、感染者が疑われる者が発生した場合に感染拡大のリスクを低減するためにウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であるということから、簡易の陰圧装置を設置して簡易的に陰圧室にするものであるということでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 15ページのロケットの委託料の関係でございます。

御質問の工事費でございますが、詳しい積算についてはこれからとなりますけれども、予定しております工事、屋上の整備であるとか、バスの乗降場所となるグラウンドへのスロープ設置、それから港側へ向かう橋の設置が主な工事となりますが、現在のところ概算で約3,000万円程度かかるのではないかとこのふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 15ページなんですけれども、ロケットのこの見学設計の業務委託の関係なんですけれども、これ当初の中でロケット見学場の整備計画、当初で300万円入っていると思うんですが、その進捗状況ですね、もう計画がある程度できてきて、それで設計業務というふうな、一部分だけでしょうけれども設計業務というふうな形になってきていると思いますので、その結果、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、業務委託ですね。この100万円についてはどこへする予定なのかというのもお伺いします。

それから、19ページに先ほども出ておりましたけれども、介護施設の感染防止の補助金の関係なんですけれども、これ金額的には少ないんですが、県からの補助金を受け入れて出すということなんですけれども、国からは自治体に結構交付金なんかあつて、避難所とか、福祉施設とか、教育施設とかいろいろともう整備もされて、やっとなんか整ってきたかなと思うんですけれども、この民間のその介護施設とか、障害者の施設についてはこういう形で県から補助金が入ってきてというのは、ほかにも、これとはちょっと関係ないところもある、直接支給されているのがあるのか、そういう介護施設とかそういう施設についての感染対策といいますか、そういうことはあるのかどうか、参考にお伺いしたいと思うんですけれど。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） ロケットについてでございます。

当初予算のほうで基本計画に係る費用をお認めいただきまして、基本計画につきましては9月末時点で委託先の業者のほうから成果品を受け取ってございます。

大まかな内容といたしましては、まず見学場の整備ということで、先ほど委託料のところでも申し上げましたけれども、屋上を見学場所とするために床面の整備であったり、それから飲食スペースを設けて椅子であるとかテーブルを設置しておもてなしをするという、そういった予定でございます。それに加えて、グラウンドのほうにはグラウンド席を設けまして、併せて飲

食ブースであるとか展示ブース、そういったものを設ける予定でございます。また、ロケットの射点が肉眼では見えない場所でございますので、発射の瞬間をリアルタイムに映像に映すためのしつらえであったりとか、あと駐車場がございませんのでお客様の移送方法等について検討いただき、成果品を受け取ってございます。なお、来年12月に予定されております1回目の発射に向け、旧浦神小学校では約2,500人程度の集客を見込んでございます。

基本計画の概要については以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 設計の委託先でございますけれども、旧浦神小学校の屋上部分を見学場に改修するものでございますけれども、コンクリートの劣化状況や電気などの各設備の老朽化、故障なども細かく調査する必要と、屋上に多くの人が集まり、少なからず物品も設置しますので、鉛直荷重などが当初設計のものと若干異なっております。安全を再度確認するためにも既存建物の構造計算や使用に関する法規制確認などを行った上で設計しなければなりませんので、それらを行う資格を有する平成17年耐震偽装問題により改正されました建築士法に定められています一級建築士の業者に設計委託をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 介護施設等における国や県の補助金についての御質問でございます。

介護施設につきましては、基本的に国や県の補助金の対象となっております。新型コロナウイルス感染症の対策を行っております。今回交付いたします補助金につきましては、町管轄の地域密着型の施設であることから町のほうから補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 0 号 令和 2 年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第80号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第80号について御説明いたします。

議案第80号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,597万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款7繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額25億3,647万円から補正額49万5,000円を減額し、計25億3,597万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と、5ページの歳出合計は同額でございます。5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金の49万5,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動による人件費に対する一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の49万5,000円の減額につきましては、節2給料から節4共済費まで、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額により補正をお願いするものでございます。

8ページから12ページまでは補正予算給与費明細書となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第81号 令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第81号令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第81号について御説明いたします。

議案第81号令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,457万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,991万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款3繰入金と款6国庫支出金の補正で、歳入合計、補正前の額4億9,533万3,000円に補正額2,457万7,000円を追加し、計5億1,991万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2後期高齢者医療広域連合納付金の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金4万4,000円、一般財源2,453万3,000円となっております。

す。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3療養給付費繰入金の2,435万7,000円につきましては、令和元年度療養給付費精算分に係る一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

節4その他一般会計繰入金の17万6,000円につきましては、システム改修費用の一般財源分の繰入れをお願いするものでございます。

款6国庫支出金、項1国庫補助金、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の4万4,000円につきましては、システム改修費用の5分の1を受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の22万円につきましては、地方税法の改正に伴い所得の基礎控除改正に係るシステム改修が必要となったため補正をお願いするものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の補正額2,435万7,000円につきましては、令和元年度療養給付費精算分に係る追加の負担金を広域連合に支払うため補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第81号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第82号 令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第82号令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第82号令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,369万4,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額4,291万1,000円に補正額78万3,000円を増額し、計4,369万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計4,369万4,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括といたしまして、4ページの歳入、5ページの歳出におきましてそれぞれ78万3,000円を増額し、歳入歳出同額の4,369万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額78万3,000円を増額補正をお願いします、計4,116万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで78万3,000円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第83号 令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第83号令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第83号について御説明申し上げます。

議案第83号令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,588万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、給与改定等による人件費の調整、事業取組による国庫補助金の増額、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険料の減免、制度改正に伴うシステム改修によるものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1介護保険料、款3国庫支出金及び款7繰入金の補正でございます。補正前の額21億3,877万9,000円から補正額289万8,000円を減額し、合計21億3,588万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、款3地域支援事業費及び款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計とも補正額289万8,000円を減額し、合計21億3,588万1,000円とするものでございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金626万1,000円の増額、一般財源915万

9,000円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料231万5,000円及び節2現年度分普通徴収保険料24万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険料の減免によるものでございます。減額分につきましては全額国庫補助金により財政支援されるものでございます。

7ページをお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金117万2,000円及び目6介護保険災害等臨時特例補助金、節1介護保険災害等臨時特例補助金153万4,000円の増額は、介護保険料減免による現年度分保険料減額分及び過年度還付分に支援されます国庫補助金でございます。

目3保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金104万7,000円の増額は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援することを目的に創設されたもので、保険者の取組状況によって交付されるものでございます。令和元年度においては290万5,000円交付されておりましたが、令和2年度は前年度より取組が評価され、404万7,000円交付されることから104万7,000円増額するものでございます。

目4介護保険保険者努力支援交付金、節1介護保険保険者努力支援交付金、補正額406万3,000円は令和2年度から新たに介護予防、健康づくりに対する取組を評価するため創設された交付金でございます。目3保険者機能強化推進交付金に上乗せして支給されるもので、今年度の取組により406万3,000円交付されるものでございます。

目5介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金、補正額100万1,000円は、介護保険システム改修に係る国庫補助金でございます。補助金額の内示がございましたことから今回計上するものでございます。

続きまして、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5その他一般会計繰入金404万9,000円の減額は、人事異動等による人件費の減額及び介護保険システム改修に係る一般会計からの繰入れ分でございます。

8ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金511万円の減額は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付により、介護給付費準備基金からの繰入金を減額するものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費297万7,000円の減額のうち、節2給料から節4共済費までは人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額でございます。節12委託料113万3,000円の増額は、マイナンバー制度による情報連携項目の追加及び令和3年4月制度改正対

応による介護保険システム改修業務委託料でございます。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、国庫補助金の交付による財源内訳の変更でございます。

10ページをお願いいたします。

項3 包括的支援等事業・任意事業費、目1 地域包括支援センター運営費7万1,000円の減額は、人事院勧告に伴う節3 職員手当等の減額、共済組合負担率の改定による節4 共済費の増額でございます。また、国庫補助金の交付による財源内訳の変更を行うものでございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金及び還付加算金、節22 償還金、利子及び割引料、補正額15万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、遡って減免を行うことによる令和元年度分に係る過誤納金還付金でございます。第3 回定例会におきまして20件分の予算をいただきましたところでございますが、11月末現在で17件の申請があり、今後も申請が増加する見込みであることから増額をお願いするものでございます。

11ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第83号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時58分 休憩

13時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第84号 令和2年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第84号令和2年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第84号について御説明申し上げます。

議案第84号令和2年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ455万円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、介護浴槽の故障による修繕料をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1繰入金金の補正で、歳入合計、補正前の額425万7,000円に、補正額29万3,000円を追加し、計455万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計とも補正額29万3,000円を追加し、合計455万円とするものでございます。

5ページ歳出の補正額の財源内訳は一般財源でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金29万3,000円の増額は、施設修繕料として一般会計から繰入れを行うものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費29万3,000円の増額は、介護浴槽の故障による修繕料でございます。今回修繕をお願いいたします介護浴槽は、ストレッチャーに乗り、寝たまゝの状態に入浴できる身体機能が重度の方向けのものでございます。操作パネルの故障により自動給湯ができない状態でございます。利用者さんの利便性を鑑み、早急に対応いたしたく今回修繕をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第84号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第85号 令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第85号令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第85号令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,155万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

歳入合計の補正前の額8,073万6,000円に補正額81万8,000円を追加し、8,155万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正前の額8,073万6,000円、補正額81万8,000円、計8,155万4,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、補正額81万8,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節12委託料、補正額40万円につきましては、市場のPCBの廃棄物の処分を委託するものでございます。節24積立金につきましては、前年度繰越金から委託料を差し引いた額41万8,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第85号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第86号 令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第86号令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第86号令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和2年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億1,439万2,000円に補正予定額846万7,000円を減額し、計5億592万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億6,372万9,000円に補正予定額846万7,000円を減額し、計4億5,526万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款、資本的収入、既決予定額4億9,170万円に補正予定額400万円を増額し、4億9,570万円とするものでございます。

第2項負担金、既決予定額200万円に補正予定額400万円を増額し、600万円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額6億6,588万1,000円に補正予定額400万円を増額し、6億6,988万1,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額4億9,702万5,000円に補正予定額400万円を増額し、5億102万5,000円とするものでございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額7,705万1,000円に補正予定額846万7,000円を減額し、6,858万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額1億1,160万1,000円に補正予定額824万3,000円を減額し、1億335万8,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額4,598万円に補正予定額2万6,000円を増額し、計4,600万6,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,160万4,000円に補正予定額25万円を減額し、6,135万4,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項2負担金、目2工事負担金、既決予定額0円に補正予定額400万円を増額し、計400万円とするものでございます。

支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 配水施設整備費、既決予定額4億8,892万5,000円に補正予定額400万円を増額し、4億9,292万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

(款)1 水道事業費用、(項)1 営業費用、目1 原水及び浄水費から目3 総係費におきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1 資本的収入、項2 負担金、目2 工事負担金、節区分1 工事負担金につきましては、県道拡幅工事に伴う配水管移設工事補償金を受け入れるものでございます。

支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 配水施設整備費、節区分2 工事請負費400万円につきましては、県道拡幅工事に伴う工事費でございます。配水管移設の場所につきましては、中ノ川地区最上流部でございます。

5ページから8ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長(荒尾典男君) 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第86号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒尾典男君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第87号 令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号)

○議長(荒尾典男君) 日程第18、議案第87号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算

(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長(下 康之君) 議案第87号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款、病院事業収益、既決予定額23億3,160万8,000円に補正予定額3,576万2,000円を追加し、計23億6,737万円。

第1項、医業収益、既決予定額18億4,557万9,000円に補正予定額27万5,000円を追加し、計18億4,585万4,000円。

第2項、医業外収益、既決予定額4億8,485万9,000円に補正予定額3,548万7,000円を追加し、計5億2,034万6,000円とするものです。

続いて、支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額24億747万1,000円に補正予定額4,227万2,000円を追加し、計24億4,974万3,000円。

第1項医業費用、既決予定額23億2,560万4,000円に補正予定額4,227万2,000円を追加し、計23億6,787万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入が資本的支出に対し不足する額を1億2,516万2,000円に改める)。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額7,231万円に補正予定額869万2,000円を追加し、計8,100万2,000円。

第3項補助金、既決予定額2,429万7,000円に補正予定額869万2,000円を追加し、計3,298万9,000円とするものです。

続いて、支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額1億9,692万1,000円に補正予定額924万3,000円を追加し、計2億616万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額6,757万7,000円に補正予定額924万3,000円を追加し、計7,682万円とするものです。

2ページをお願いします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費。既決予定額13億5,312万9,000円に補正予定額2,053万6,000円を追加し、計13億7,366万5,000円とするものです。

3ページ、4ページは予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては1ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項1医業収益、目3その他医業収益27万5,000円につきましては、病院で加入しております賠償責任保険の保険金です。内容は支出の部で説明いたします。

続いて、項2医業外収益、目8補助金、補正予定額は3,548万7,000円、節1国庫補助金2,175万9,000円のうち、説明欄上段の新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金985万6,000円につきましては、9月議会で御可決いただきました補助金の追加分で、院内の感染対策等に講じた事業費に対する10分の10の補助金です。感染症患者用の診療材料や発熱外来受付業務委託料等に充当いたします。

その下、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金1,000万円につきましても、先ほどの救急・周産期の補助金同様、院内の感染対策等に講じた事業費に対する補助金で、9月15日以降に実施した事業に対し交付されます。当院の補助限度額は2,000万円となっております。

続いて、3つ目の医療体制設備整備交付金190万3,000円は、来年3月に始まりますマイナンバーカードを健康保険証として利用するためのオンライン資格確認導入経費に対する補助金です。

続いて、節2県補助金1,372万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の入院受入れ体制の整備を目的とした病床確保事業補助金で、陽性患者を受け入れるために病床を確保したことに対する補助金です。当院の対象病床は陰圧室1床で、結核疑い等の入院患者は当然陰圧室を使用いたしますが、それ以外はできる限りコロナ陽性患者を受け入れるためにベッドを確保することで1日当たり5万2,000円の補助金が交付されます。1か月当たり22日、計240日確保できる見込みとして計上しております。

続いて6ページ、支出の部をお願いします。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額は2,053万6,000円です。その主な内訳は、4月に着任した副院長及び来年1月に着任予定の内科医師、計2名分の人件費の増額と人事異動、給与改定に伴う給料手当等の金額の調整となっております。

また、先ほど議案第76号にて御可決いただきました新型コロナに関する手当ではありますが、常勤職員には防疫等作業手当として、会計年度任用職員には特別勤務報酬としてそれぞれ支給いたします。支給対象は先ほどの条例案の説明のとおりですが、今回の補正では検体採取に従事した医師、看護師等に対する手当延べ600日分、計120万円を計上しています。

8ページをお願いします。

目2経費の補正予定額は308万6,000円です。その内訳ですが、節15委託料418万円は、収入の部でも御説明申し上げましたオンライン資格確認導入に関する業務委託費で、厚生労働省より無償提供されるカードリーダーと電子カルテや医療事務システムとの接続作業を行い、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするもので、来年3月中の提供開始を見込んでおります。

節19雑費27万5,000円は、当院患者様の代理人弁護士からの損害賠償請求に対応するための弁護士委任着手金です。

続いて、目4材料費、補正予定額1,865万円のうち、節2診療材料費1,860万円は、患者数の増加に伴い診療材料、特に整形外科手術の材料費が大幅に増額となる見込みのため今回補正をお願いするものです。

続いて、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

収入の部。

款1資本的収入、項3補助金、目1国庫補助金、補正予定額319万2,000円は、収益的収入でも御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症に関する補助金となっています。

続いて、目2県補助金、補正予定額550万円は、和歌山県PCR検査装置導入事業補助金で、救急医療など総合的に地域を担う医療機関に対しPCR検査装置やその周辺機器の導入費用を補助するもので、補助率10分の10となっております。

続いて、支出の部。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、補正予定額924万3,000円につきましては、別添の参考資料で御説明いたします。

参考資料を御覧ください。

今回補正をお願いする備品の内容を財源別に記載しています。このうち、PCR検査装置を2種類、計3台分計上しています。まず、財源①の2行目の機器は、1度の検査で1検体のみ検査できるものですが、操作が比較的容易なことから検査医師以外の医療職でも操作が可能です。主に検査技師が不在となる休日や夜間の使用を想定しています。

また、財源②に記載しているものは同時に4検体の検査が可能で、検査に使用する試薬のコストも安価であるため、通常の診療時間帯ではこちらを使用することとなります。検査にかかる所要時間は、どちらの機器も1時間程度となっています。なお、PCR検査機器を導入することにより、病院内にて短時間で検査が可能となり、コロナ感染疑い患者の検査以外にも様々な活用が考えられます。例えば陰性確認のための自費検査等については今後院内で協議してまいります。

そのほか、財源③に記載のとおり、患者が増加している透析、整形外科において診療体制を充実させるための医療機器等の整備も予定しています。

それでは、予算書の10ページをお願いします。

10ページから14ページまでは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説

明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

9 番加藤君。

○9 番（加藤康高君） すいません、お願いします。

今回のこの予算でPCR検査機が全部で3台入ることなんですけども、ちょっと教えていただきたいのが、基本的にそのかかりつけ医とかであればそのままPCR検査を行う。今まではその保健所だったんですけど、変わったと思うんですけども、まずその検査を受ける基準というのが発熱とかになると思うんですけどそういうのが決まっておるのかと。

もう一つはそれ以外の方、一般の、よく今ある出張で行ったりとか他府県へ出る場合に自分が大丈夫かどうか知りたいというときに、自分がかかっているかどうか確認のために病院に行ってそういう証明とかもらったり、そういうことが受けることができるのか教えてください。お願いします。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

PCR検査機器を今回補正をお願いして導入いたしますが、検査に至る基準ということではありますが、まず発熱症状等があつて受診されるものと思いますが、そこは医師のほうの判断となつてまいります。発熱の症状であるとか、あと検査での例えばCTを撮ったその映像であるとか、そして流行地へ行って帰ってきた直後であつた、そういったエピソードというふうには言っておりますが、そういうものがあつた場合はコロナ感染を疑つて検査をするということになります。そして、医師の判断によって必要ないと判断する場合もございます。それかもう、最終的には医師の判断、診察した上での医師の判断によって検査するかしないかという判断になるかと思ひます。

それと、感染の確認のための検査のことでありますが、自費での検査等も行っている病院等もあるようでございますので、そういったことにつきましての活用は今後病院内でもしっかりと検討してまいりたいと思ひています。現状ではまだ決定はしておりません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 9 番加藤君。

○9 番（加藤康高君） すいません、そうしたら医師の判断ということなんですけど、今確認すると今後自分の意思でも検査できるように考える、検討していくってということなんですけど、医師の判断でもし駄目だと言われた場合でも、その方がどうしても検査を受けたいということであれば同じように今後そこも検査できるようになるんですかね。基本的に医師の判断でこの方はコロナではないと仮に、症状があつたとしてコロナでないから受けなくても大丈夫ですとなつたときに、今の現状であれば医師の判断で受けないということなんですけども、今後その一般の方が病院の中で検討して行って自分で申告で自費で受ける場合に、そういうことを検討されるってということであれば、医師が逆にそこでコロナではないと言われた場合にその患者

さんが自身で、いや、それでも調べてほしいんだと言えば同じようにできるのか、そこも今後の検討になるのでしょうか、お願いします。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

まず、検査が必要かどうか、コロナ感染を疑うかどうかにつきましては医師の判断によります。その場合は、検査費用等は全て公費となりますので患者様の負担はございません。医師が必要ないと判断して、それでもなお、陰性であることを確認したいということだと思いますが、そういった検査につきましてどう扱うかにつきましては、できるだけ業務上余裕があればそういった要望にも応えたいと思っておりますが、現在のところまだその扱いについては決定しておりません。機器が導入されるまでの間なるべく早く、新型コロナに関する会議も毎週行っておりますので、その中で検討してまいりたいと思います。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今、事務長の説明の中では、病院の中の、温泉病院の中での検査体制を説明してもらったと思うんですけども、自分、自宅でとかそういうところで発熱があったり、微熱があったりした場合、かかりつけ医へまず行くんでしょう。病院へすぐ行ってもあかんでしょう。そのかかりつけ医へ行って、そこでそのかかりつけ医が町立温泉病院で検査してもらいなさいというような指示の中で受け入れるんでしょう。違うんですか。そういうような流れと僕は理解してあるんですけど、僕ら正直かかりつけ医へ行って、ちょっと熱あるよ、せきもするよ、匂いも感じんよというたら、そのときはかかりつけ医が、それやったらPCR検査町立でもらいなという指示をもらうたら、そのかかりつけ医が町立温泉病院のほうへ、誰々、亀井二三男が熱あるからしたってほしいよと言うんか、もうそのかかりつけ医関係なしに、自分がそのまま行ったらしてくれるんか、その流れをちょっと説明してほしいんですよ。病院体制は今説明で分かりましたけど、住民が行く場合、直接ええよというんやないと思うんですけど、その辺の説明がどう、ちょっとお願いしたい。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

まず、この冬のインフルエンザ、あるいは新型コロナに関する診療体制というのは特別な体制をまず取っております。かかりつけ医にまず電話等をするというのがまず前提となっております。一から説明いたしますと、新型コロナの感染拡大が今治まらない中、インフルエンザの流行期も迎えております。そして、インフルエンザの症状とコロナの症状というのはよく似ておりますので区別できないため、感染防止の観点からこの冬の診療体制、各病院とも特別な体制を取っております。基本は、発熱患者と一般の患者の動線や診察室、診療時間を分けることによりまして感染防止を図るというものであります。それは保健所が中心となりまして、医師会や病院が一緒になって会議を重ねてその体制をまとめております。例えば、開業医においては、例えば月水金の午後3時から発熱患者の診療に充てますといったことを各診療所ごとに組

んでいるという状況であります。

そして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、実際の受診につきましては、まずかかりつけ医の方に電話をして診察を受けていただきたいと思います。で、かかりつけ医がその時間、患者様の希望の時間帯等対応できないということでしたら他の病院を紹介します。その紹介先として町立温泉病院になる場合が多いかと思っております。その場合は、患者様御自身がまずは町立温泉病院のほうへ電話していただいて、病院のほうも他の患者さんともできるだけ分けて診療したいということがありますので、患者様の希望の時間等を確認しながら来院の時間をお願いするということになってまいります。その上で検査等になります。

ちなみに、開業医さんのほうでもPCR検査の検体採取することも可能です。その場合は、民間の検査機関に検査を依頼するという形になってまいります。基本的に、その診療所のほうで検査ができない場合でありましても、患者様がまた当院のほうへお電話いただいて診療時間等を調整しての来院ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 今回、国、県の補助金3,548万7,000円をコロナ対策として受け入れられて、この中で事業をするのかなと見てたんですけども、単にそうじゃなくて、その医師の給与のほうが増額になっています。これは、特にコロナ対策という意味じゃないんですね。そこら辺の確認と。

で、あと診療材料費が増えている、これについてはコロナ対策も入ってあって、それと整形のほうで需要が見込まれるので増加、これはいいかと思うんですけども、ここ全体の収益収支のその赤字予算の中でまだ歳出だけまた赤字の補正を組んでいくと。これは収益が回復していると思うんですけども、これについて歳出だけ増やしていくというのはどうなのか、収益面での回復はなかなか難しいのかどうか。普通でしたら、これは収益も少しプラスするとかですね、そういうことが考えられると思うんですけど、そのあたりお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

まず、今回医師の給与につきましても補正をお願いしております。内容につきましては4月から整形外科の医師、副院長ですが、着任されたこと、そして来年1月から内科医の医師を招聘する予定であること、それが大きな理由となっております。

整形外科医が着任したことによりまして、特に4月以降手術件数もかなり伸びております。今年4月以降、12月に入ってからで100件を超えているような状況でありまして、それについての診療材料費等々もかなり伸びているという状況であります。そして、その分、入院収益が

昨年と比べましても入院収益で2倍あまり、整形外科に関しては2倍あまりになっているという状況であります。

現在のところでありますが、予算的には収入のほうも当初の予算でかなり見込んでおりますので、現在の段階での収入の面での予算補正はちょっと今回はしておりません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第88号 教育委員会教育長の任命について

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第88号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長岡田君の退場を求めます。

〔教育長 岡田秀洋君 除斥〕

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第88号について御説明申し上げます。

〔議案第88号朗読〕

64歳でございます。

岡田教育長の現任期は、令和3年2月23日までとなっておりますので、引き続き教育長として御同意を賜りたくお願いするものでございます。御同意いただけましたなら、任期は令和3年2月24日から令和6年2月23日までの3年間となります。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議案第88号教育委員会教育長の任命につきましては、教育長の選任同意

についてでございます。

現岡田教育長は、御存じのように教員や校長として学校現場で豊富な経験があり、県の教育事務所で指導主事を、町の教育委員会で学校教育課長を務めるなど教育行政に長く、そして深く精通してございます。以上のことから、引き続き教育長に選任いたしたく存じますので、御同意のほどどうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第88号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

〔教育長 岡田秀洋君 着席〕

○議長（荒尾典男君） ただいま教育長選任の同意を受けた岡田秀洋君より挨拶を受けたいと思います。

教育長岡田君。

○教育長（岡田秀洋君） まず初めに、2018年2月24日から2年10か月にわたり那智勝浦町教育委員会教育長職を務めさせていただきました。この間、議員の皆様方にはいつも温かい御指導を賜り、誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。また、ただいま再任につきまして御同意賜り、ありがとうございます。職責の重さに改めまして身の引き締まる思いでございます。

激しい社会の変化の中で、新たな社会構造や社会生活の構築が今求められております。学校教育、社会教育、生涯学習をつかさどる教育行政も、また多くの課題や新たな取組が山積してございます。このような状況の中で、目の前のことはもとより、5年、10年先を見越しながら、変えてはいけないもの、変わらないもの、変わっていくもの、変えなければいけないものをしっかりと見極め、当事者意識を持ち、町民の皆様方と連携しながら意図的、計画的、継続的、創造的、そして組織的に、謙虚に、真摯に取り組んでまいりたいと思います。今後とも議員の皆様方の御指導を賜りますことをお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。



何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 以上で挨拶を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時19分 散会